

NPO 法人サウス宇都宮スポーツクラブマイクロバス使用規定

2010 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 [この規程](#)は、NPO 法人サウス宇都宮スポーツクラブが所有するマイクロバスを適正に管理し、かつ、効率的に使用するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び管理者)

第 2 条 マイクロバスの名称及び管理者は次のとおりとする。

(1) 上記法人理事長 (管理者)

(運行計画)

第 3 条 マイクロバスの使用運行計画は、各担当クラブ代表が行バス管理者に連絡する。

(使用基準)

第 4 条 マイクロバスは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り使用することができる。

法人所有マイクロバス

(1) 法人組織クラブが主催する事業に使用するとき。

(2) 法人下部クラブが(各種大会、研修等、視察を含む。)使用するとき。

(4) 外部団体が使用する時で理事長が適当と認めたとき。

(5) 町内の公共的団体が、事業及びマイクロバス使用計画を管理者に連絡し適当と認められた場合時。

(使用許可)

第 5 条 マイクロバスを使用する者は、管理者の承認を経てマイクロバス運航記録書に必要事項を記入し、法定守り安全運転を行う。

第 6 条 [次の各号](#)のいずれかに該当するときは、マイクロバスの使用を許可しないものとする。

(1) マイクロバスの使用期間が引き続き 3 日以上にわたるとき。

(但し、管理者に使用目的が妥当と判断された場合を除く。)

(2) マイクロバスの 1 日の運行予定距離が 300 キロメートルを超えるとき。

(3) [前各号](#)に掲げるもののほか、管理者がマイクロバスの運行管理上支障をきたすと判断した場合。

(運転者)

第 7 条 マイクロバスの運転者は、運転可能な免許証を有し交通法規を守り安全運転を行う事を条件に運転使用許可を行う。

(経費等の負担)

第 8 条 マイクロバスの使用に要する経費(使用料金基準表による。)燃料及び運転者への謝金等は、当該使用に係る利用団体及び NPO 法人サウス宇都宮スポーツクラブ下部組織クラブ及び使用団体等において負担するものとする。

NPO 法人サウス宇都宮スポーツクラブマイクロバス使用規定

マイクロバス利用料金基準表

1	市内利用	県内利用	県外使用
2	¥10000	¥20000	¥30000+ (泊¥10000)
3	運転者への謝金 ¥5000	¥7000	1泊 (¥10000) ¥10000

返却時燃料は満タンにして返却する。

(事故等の処理)

第9条 使用中のマイクロバスに事故が生じたときは、使用者は必要な措置を講ずるとともに、速やかに管理者（理事長）及び関係者及び保険会社への連絡をしなければならない。

(清掃義務)

第10条 マイクロバスの使用者は、用務を完了したときは、速やかに運転管理表に必要な事項を確認後記入しマイクロバスを清掃しなければならない。

(業務の委託)

第11条 管理者は、[第2条](#)に規定するマイクロバスの運転について、業務委託すること（その他）

第12条 [この規程](#)に定めるもののほか、マイクロバスに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

[この訓令](#)は、2026年4月1日から施行する。

法人下部クラブ及び外部団体利用に関する規定を上記より施行します。

この利用金は法人所有マイクロバス利用維持の為（車検・保険・諸経費）に活用を行う。

この訓令は、公布の日から施行する。

様式 略